

川島町稼ぐ力向上支援業務仕様書

1 業務名

川島町稼ぐ力向上支援業務

2 目的

町では、「第6次川島町総合振興計画（第2期川島町まち・ひと・しごと創生総合戦略）」において、「地域資源の総動員による稼ぐ力の向上」「地域特性を活かした農業振興」「地域資源を活かした観光振興」を重点的に取り組む施策に掲げ、町の特産品等の認知度向上や地域ブランド力の向上を図るとともに、町の観光振興による交流人口の拡大や、農業による観光・交流の賑わいづくり等の地方創生推進事業を進めている。

本年度は、地方創生の実現に向け、「地域ブランド強化」「観光振興」「人材発掘・育成」を軸とした地域全体の稼ぐ力向上に向けた取組を推進し、得られた成果を「KJブランド戦略」の改定につなげる。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月15日（水）まで

4 業務内容

（1）地域ブランド強化支援及び戦略の策定

KJブランド認証事業者（以下、「認証事業者」という。）の収益性向上を図るため、専門家の検証により課題を抽出し、認証品のブランド力強化や販売戦略の改善、商品の改良に取り組む。支援の対象は、一定の基準に基づき、認証事業者の中から地域ブランドを牽引する意欲のある事業者を3者選定する。

また、一連の取組により得られたノウハウや知識を、KJブランド認証事業者全体に波及させる取組を推進する。

- ・ 支援対象事業者の選定基準の提案
- ・ 支援対象事業者の現状分析・課題設定
- ・ 収益性向上に向けた商品の改良支援
- ・ 支援対象事業者の販売戦略への助言
- ・ 全認証事業者を対象とした収益性向上に向けた講習会の開催

（2）観光誘客戦略の策定

当町や周辺自治体に来訪する観光客の動向実態を、デジタルスタンプラリーの手法を用いて検証し、当町に誘客するための戦略を策定する。

また、来訪した方への特産品販売や情報発信の取組を強化するため、キ

キッチンカーを活用したビジネスモデルを立案する。

これらの取組の実施にあたっては、当町の地域団体を加えた実動体制を構築した上で実施すること。

①デジタルスタンプラリーの実施

- ・事業設計
- ・地域情報の収集
- ・調査実施
- ・効果検証及び誘客戦略案の作成

②キッチンカーの活用（令和4年6月頃リリース予定）

- ・町内事業者の経営力を勘案したキッチンカーの仕様提案
- ・他事例に基づく販売拠点の立案
- ・特産品販売及び情報発信の実証手法の設計
- ・効果検証及びビジネスモデル案の作成

(3) 人材発掘・育成戦略の策定

地域経済の活性化や地域ブランド強化に向けた取組を牽引する人材を発掘するため、他事例の検証に基づき、当町の地域特性に適合する人材像やワークスタイル案を構築する。

また、地域の稼ぐ力や地域ブランド力の向上に必須となる広報活動のスキルを当町に蓄積し、発掘された人材や町内事業者で自走できる環境づくりをサポートする。

- ・他事例の調査・検証
- ・既存人材の傾向分析
- ・最適な人材像やワークスタイル案の提案
- ・広報活動自走のためのサポート（マニュアル作成）

(4) K Jブランド戦略の改定

(1) から (3) の取組の成果を踏まえ、K Jブランド戦略（平成29年3月）の改定案を作成する。作成にあたっては、既存戦略の効果検証及び評価を実施し、現状の的確な分析に基づく持続性のある施策を中心に取りまとめること。

- ・既存戦略の効果検証及び評価の実施
- ・現状分析及び課題の設定
- ・(1) から (3) の取組における成果の整理
- ・令和5年度から9年度を計画期間とする戦略案の作成

(5) 打合せ協議の実施

(1) から (4) の取組について協議する打合せを実施する。

- ・打合せの出席及び進行
- ・各種事業内容の資料作成及び説明
- ・会議録の作成
- ・その他、打合せ協議運営に必要な事項

(6) 効果検証を踏まえた報告書の作成

(1) から (4) の業務実施結果等を踏まえ、今後、地域ブランドを強化させる上での問題点やその解決策等を整理し、令和5年度以降の展開について提案し、報告書にまとめること。

【成果品】 報告書 1部

電子媒体 (CD-R) 1部

5 成果指標及び目標数値の設定

上記4業務内容の(1)から(3)の項目について、成果指標及びその指標に対する目標数値を設定すること。成果指標及び目標数値は明確に数値化できるものとし、測定方法については客観性のあるものとする。

6 成果品の納品

(1) 納期 令和5年3月15日(水)

(2) 納入場所 川島町政策推進課

7 その他

(1) 受注者は、常に発注者と連絡を密にし、発注者との協議を経て業務を進めること。

(2) 受注者は、本業務の全部又は一部を再委託もしくは請け負わせてはならない。ただし、業務の一部を再委託もしくは請け負わせる場合において、事前に書面にて報告し、川島町の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) 本業務に必要な資料等で発注者が所有するものについては、受注者に貸与する。ただし、本業務完了後、受注者は速やかに返却するものとする。

(4) 受注者は、本業務の遂行上知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。

(5) 本業務を処理するための個人情報の取扱については、川島町個人情報保護条例の規定を適用する。

(6) 成果品の著作権と使用权は発注者に属するものとする。

(7) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議のうえ、定めるものとする。